

受動喫煙防止対策に係る基準について

		職場における喫煙対策のためのガイドライン (平成8年2月策定、平成15年5月改正)			分煙効果判定基準 (平成14年6月策定)			
		規制内容…全面禁煙、空間分煙(分煙が不備な場合、全面禁煙) 喫煙室及び喫煙場所の条件等 喫煙室等は就業する場所の近くに設けることが望ましい (喫煙者の利用しやすさを考慮) 屋外排出方式の装置を設置(空気清浄装置の設置も、換気に特段の配慮を行うことにより可)			まとめと今後の課題 空気清浄機は、ガス状成分の除去に対しては不十分。 受動喫煙防止の観点からは、屋外に排気する方法が最も有効。 より有効なガス状物質を除去できる機器の開発が今後の課題。 たばこ煙の指標となるガス状成分除去率の定量法の確立が必要。			
場所		空気環境			屋内における有効な分煙条件			
		非喫煙場所	非喫煙場所と喫煙室等との境界	喫煙室等	1. 排気装置(屋外へ強制排気)の場合		2. 空気清浄機の場合	
測定対象				(1) 喫煙所と非喫煙所の境界	(2) 喫煙所	(1) 喫煙所と非喫煙所の境界	(2) 喫煙所	
浮遊粉じん濃度		0.15mg/m ³ 以下	0.15mg/m ³ 以下	0.15mg/m ³ 以下	喫煙によって増加しないこと	0.15mg/m ³ 以下	喫煙によって増加しないこと	0.15mg/m ³ 以下
一酸化炭素(CO)濃度		10ppm以下	10ppm以下	10ppm以下		10ppm以下		10ppm以下
風速(非喫煙場所から喫煙場所方向に向かう空気の流れ)			0.2m/s以上		0.2m/s以上		0.2m/s以上	
その他					大気環境全体を視野に入れた場合には、次の条件を追加 ・浮遊粒子状物質：1時間値が0.2mg/m ³ 以下 ・ガス状物質：各物質の1時間値以下(二酸化硫黄0.1ppm、オキシダント0.06ppm)	・ガス状成分：漏れ状態の確認(平成14年6月現在、測定法は確立していない。)	・ガス状成分：一定以下(平成14年6月現在、測定法は確立していない。)	